

2024年3月29日

各位

中日信用金庫

「産後パパ育休・育休職場応援手当」の創設等について

中日信用金庫（理事長 富田 勝）では、2024年4月1日より、職員の出産・育児を職場全体で心から祝い、快く受け入れて支える企業風土を醸成するため、「産後パパ育休・育休職場応援手当」を創設します。また、同時に「育児短時間勤務制度」を拡充しますのでお知らせします。

なお、これらの制度は、職員からの公募による「働きやすい職場づくりWG」からの提案や職員からの声に基づいて制定・改定するものです。

記

1. 「産後パパ育休・育休職場応援手当」の創設

(1) 目的

職員の出産・育児を職場全体で心から祝い、快く受け入れて支える企業風土を醸成するため、産後パパ育休^{*}・育児休業を取得する職員の同一部店内の職員全員に対して手当を支給する。

※子の誕生日から起算して8週間を経過しない日の翌日までの期間に、当該子を養育するため、男性職員が育児休暇を取得する期間。

(2) 支給対象

産後パパ育休・育児休業を取得する職員と同じ部店に所属する職員全員（嘱託・パート職員含む、派遣職員除く、産後パパ育休・育児休業を取得する職員本人を除く）に対して支給する。

ただし、以下の場合は支給の対象外とする。

- ・当規程制定日現在で、育児休業中の場合。
- ・育児休業を取得する時点で、当該職員と同じ部店に所属する職員数（パート・派遣含む、産後パパ育休・育児休業を取得する職員本人を除く）が15人以上の場合。
- ・育児休業の取得と概ね同時期に人員が補充（ヘルプを除く）された場合。

(3) 支給額

産後パパ育休の対象となる職員が対象となる期間に産後パパ育休を2週間以上取得（2回までの分割取得可）した場合、また、育児休業を対象となる職員が育児休業を連続して1ヵ月以上取得した場合、それらの月（産後パパ育休・育児休業を開始した日が属する月）の翌月の給与支給時に一時金として、それぞれ支給する。

支給額は以下のとおり。

- ・職員（嘱託含む）…… 1万円
- ・パート職員…………… 5千円

2. 「育児短時間勤務制度」の拡充

(1) 目的

育児短時間勤務の対象期間を延長することにより、職員の育児における不安を解消し、育児と仕事の両立に向けた職場環境を整備する。

(2) 改正内容

これまで育児短時間勤務は「小学校3年修了未満」までとしていたが、これを「小学校修了未満」とし、3年間延長する。

以上

○本件に関する問合せ先

中日信用金庫 総務部 052-913-8111
(平日 9:00~17:00)